

安全協定第10条で規定する異常事象

島根原子力発電所3号機建設工事エリアでの火災

6月25日15時05分頃、島根原子力発電所3号機建設工事エリア（原子炉建物入口の外側）において、協力会社作業員が溶剤を運搬中、容器を転倒させたため溶剤（約8リットル）が流出し、その一部が下部の溶接作業エリアに滴下し、一瞬、炎と煙が発生。

現場確認の結果、瞬間的な現象で消火活動が不要であったため、火災ではないと判断したが、翌日、松江市消防本部による現地確認を受け、同日12時07分火災と判断された。

これによる外部への放射能の影響はない。

なお、事象発生当時、溶接作業エリアにいた作業員1名が、体調不良を訴えたため、病院で処置を受け、その日の内に帰宅した。
(中国電力(株)公表済)

7月9日、原因調査結果および再発防止対策についてとりまとめ、国、島根県、松江市等の関係箇所に報告。

1. 原因調査結果

(1) 火災の発生原因

火災発生の直接的な原因は、台車で運搬中の溶剤入りの容器が転倒したことで、溶剤が下部の溶接作業エリアに落下し、気化した溶剤に溶接の火花が引火したものと推定。これを踏まえ、今回の塗装用資材運搬作業において以下の問題点を確認。

- a. 塗装用資材等の危険物運搬に関する留意事項または具体的な安全対策の指示不足
- b. 転倒した場合に開放する可能性のある蓋付容器の使用および落下防止措置を講じていない台車による運搬
- c. 塗装用資材の運搬ルートの未確認
- d. 塗装用資材等の危険物運搬に着目したパトロールの未実施

(2) 火災通報遅れの発生原因

火災の通報が1日遅れたことについて調査を実施した結果、以下の原因を確認。

- a. 火災に対する認識不足
- b. 積極的に関係機関に情報提供するという意識不足

2. 再発防止対策

(1) 火災発生

- a. 留意事項の明確化および発注仕様書への明記

(1) 運搬ルートおよび周辺の作業を立体的に把握後、状況に応じた運搬ルート変更や火気作業中止等についての作業調整の徹底

(2)危険物運搬時の密閉式容器および落下防止ガード付台車の使用

- b. 危険物取扱い作業に関する入所時および定期的な教育・指導の実施
- c. 塗装用資材の運搬ルート of 事前確認および指導の実施
- d. 従来の現場巡視において、塗装用資材の運搬を含む危険物の取扱いにも着目した日常的な巡視の実施

(2) 火災通報遅れ

- a. 炎や煙を発見した場合（ 燃焼の痕跡を発見した場合も含む ）の速やかな消防機関への通報の周知・徹底
- b. 情報提供の必要性に関する定期的な教育の実施 （中国電力(株)公表済）

県の対応

6月26日 島根原子力発電所3号機建設工事エリアの火災現場において、松江市と合同で立入調査を実施。同日、中国電力に対し、火災発生と火災の通報遅れに関する原因究明と対策実施を口頭にて申し入れ。

6月29日 中国電力に対し、次の2点について文書で申し入れ。

火災に該当するか否かについては、速やかに消防機関へ通報し、確認を得ること。

火災発生の原因究明と再発防止策を速やかに講じ、具体的な対応策を報告すること。 （申し入れについては島根県公表済）